

関西法律学校校主吉田一士

杉 原 四 郎

I

関西大学会館の正面玄関を入ったすぐまえの壁面に、大きなレリーフがかか
げられている。それは大学の前身たる関西法律学校の創立関係者12人の群像を
えがき出したものであるが、後列中央に位置する児島惟謙をはじめ、あるいは
法服に身をつつみ、あるいは勲章を胸にかざった裁判官たちがいならぶ中に、
無帽で平服の人物が後列の右端に見える。この人こそ本稿でとりあげる関西法
律学校主吉田一士にほかならない¹⁾。

私が吉田一士に関心を寄せるのは、さしあたり、その経歴には不明のところ
が少なくない、というよりはむしろわからないことばかりだからである。彼が
いつどこで生まれ、どういう修学コースを歩んだかについては、福岡県土族と
いう記録²⁾があるだけで、それ以上のことはほとんど全く不明であり³⁾、彼が

-
- 1) レリーフのあとの10人は、井上操、小倉久、堀田正忠、志方鍛、鶴見守義、手塚太郎、野村珍吉、土居通夫、大島貞敏、有田徳一である。なお、吉田一士の写真は『関西大学70年史』（1956年）の第1章の冒頭などについているものが現在みられる唯一のものであり、レリーフの製作にあたってこれが参考にされたものと思われる。このレリーフの写真は大学シリーズ『関西大学』（毎日新聞社、1972年）の166ページや『関西大学年史紀要』第1号（1975年）の巻頭にある。
 - 2) 明治20年11月に創刊された雑誌『経済叢話』には、発行者福岡県土族吉田一士と印刷されている。だが一方関西法律学校の第1回卒業生武田宣英の談話として、吉田が「岡山の出身で篤実な人物であった」ということもつたえられている（『関西大学を築いた人々』、1973年、61ページ）。

どうして関西法律学校の校主となったかの経緯についても、初代の校長であった小倉久と旧知の間柄であったから学校創立の「初ヨリ協議ニ与カ」ったと伝えられている⁴⁾以外には何の手がかりもない。また彼が校主としてはたした役割りについての情報も、現存の資料では後述するように不十分なものしかえられない。彼が校主を辞任した事情も乏しい資料から推測する他なく、学校をはなれて後の消息については、明治23年に歿したという記録が一つある⁵⁾他全くわからないといった状態である。こうした状態がその空白を何とかしてうずめたいという探究心をそそののだが、この吉田一士という人物には、つぎのような特質があることが残されたわずかな資料からも十分にうかがえるのであって、それがまた彼に対する私の興味を一層かきたてるのである。

その特質とは、まず第1に、吉田は校主、つまり学校の経営者であって正式に講義したことは一度もなかったとはいえ、彼自身法律や経済に関する著書や論文も書いている知識人であり、とくに経済学をかなり勉強したことのある人

- 3) 明治19年10月12日付の大阪日報にのった「関西法律学校の設立」という記事の中には吉田一士を東京明治法律学校旧監事と紹介してあったが、同13日付の朝日新聞には東京明治法律学校旧監事法律学士とあり、同14日付の朝日新聞で「明治法律学校とあるは明治義塾の誤」と訂正された。したがって吉田一士の肩書は東京明治義塾旧監事法律学士ということになる。だが明治義塾になるものは今のところ不明——東京の神田に当時あった明治義塾法律学校のことは今後しらべる必要がある——であり、また司法省法学校の卒業生であることを意味する法律学士という肩書は、大阪日報の方にはないし、それ以外にも吉田について法律学士という肩書のついでいる記録は全然ないから、朝日の記事の法律学士という部分もおそらく誤記ではないかと思われる。なお吉田は「当時日本郵船会社大阪支店員であった」という津原武の情報（『千里山学报』第112号、1933年9月、39ページ）もあるが、それをうらづける資料はない。
- 4) 志方鍬の後年の書翰の一節（『関西大学70年史』、1956年、23ページ）で、この一節によって藺田香融教授は吉田が「東京在任時代に小倉久と知り合ったのではないかと推察している。『関西大学を築いた人々』、61ページ。
- 5) 年史資料編集室に残っている資料に「明治38年7月、官署諸報告書」と題された1冊の書類綴があるが、その中に明治35年12月20日に大阪府内務部第3課へ提出した報告書の写しが綴じこまれており、そこに明治19年以來の学校の「沿革」がかかっている中に「同二十三年吉田一士病歿シ有田徳一之レニ代ル」とある。

物だということである。明治19年11月4日に関西法律学校は授業をはじめたが、現職の司法官が私学の講演に立つことについての司法大臣の認可が間に合わず、やむなく当日は臨時に吉田一士が経済学を講じたのだが、彼が法学でなく経済学をえらんだのはなぜか。明治19年10月22日と26日との朝日新聞にのった「関西法律学校の教科」には吉田一士は人事篇を担当することになっていたし⁶⁾、明治20年には『法学纂論』の著書を出しているのだから⁷⁾、法律の講義が彼にできない筈はないが、彼があえて経済学をえらんだのは、司法官の講師に対する遠慮ということもあるだろうが、一つには経済学に対する彼の自信と熱意がそうさせたとも考えられよう。法学と経済学との両方に通じたポアソナードの教えをうけた司法官の講師たちも経済学の素養をそなえてはいたが、近代社会の指導者たるべき青年の基礎教養として重要な意義のある経済学に深い関心を抱こうとした人物を校主にもつことは、「博く内外ノ法律及ビ経済学ヲ講授ス」⁸⁾することを目的として設立された関西法律学校にとって、幸いであったといわなくてはなるまい。

第2に、吉田は教育とならんで出版活動にも強い関心をもっていった。後にみるように校主として彼は講義録の発行に努力を傾けたが、校主としての活動と併行して『経済叢話』という月刊雑誌の刊行にもたずさわっている。福沢諭吉にしても小野梓にしても中江兆民にしても、明治初期の啓蒙思想家は、学校による直接的な知識の伝授と同時に、新聞や雑誌による間接的な方法での知識の広汎な普及を試み、教育と出版（とくに定期刊行物の出版）とをその活動の中で有機的にむすびつけているが、吉田の場合もまた同様であって、学校や演説・討論会での講義・演説・討論を活字化してその場に居合わせない人々に伝達することを、吉田は種々の講義録や雑誌で熱心に行なったのである。

6) だがこれは予定であって、実際は吉田にかわって小倉久が人事篇を講義した。

7) 井上操校閲、吉田一士著『法学纂論』、明治20年6月、定価20銭、岡島宝文館。本書は未見である。

8) 明治19年10月22日の朝日新聞にのった「法学生徒募集」の一節。

第3に、吉田は法学や経済学に関する近代西欧の知識をわが国に導入するにとどまらず、わが国の非近代的な風俗習慣の具体的な改善のための実践運動に参加している。土肥正孝と共に主導した大日本風俗改良会の活動がそれであって、後に見るようにこの運動における彼の関心は多岐にわたっているが、単に学問の研究と教育のみならず、みずからの知識と思想を一般的社会的な活動の中で生かそうとする、いかにも明治初期の知識人らしい特質が、こうした運動によくあらわれているといつてよい。

どんなにゆがみと不徹底をともなっていたとはいえ、わが国の近代化が幕末以後の短期間に急速に進展しえたのは、一つには、当時の多くの知識人の、学者、教育者、学校経営者、出版人、社会運動家など1人で数役をかねた精力的な活動のたまものであった。ところが現在われわれによく知られているのは、前にもその名をあげた福沢や小野や中江といったごくわずかの人のことだけで、それ以外の人々のことはあまりかえりみられない。上記の卓越したリーダーたちの活躍もさることながら、今では歴史の中に埋没してしまった多くの啓蒙的知識人の報われることの少ない努力によってはじめて、わが国は近代社会の文化を育成する地盤をまがりなりにも形成することができたのだった。吉田もまたその1人であって、彼はその努力を東京でなく大阪で、関西法律学校を拠点として、わずか数年の短期間ではあるが実に精力的に行なったのである。

私が本誌第26巻第1号に『『経済叢話』と関西法律学校』を書き、吉田の活動の一側面をえがき出そうとしたのも、こうした明治の無名の知識人を発掘したいという意図からであった⁹⁾。その後私はその抜刷を西田長寿氏にお送りし

9) 私は「近代日本黎明期のスミス」(経済学史学会編『国富論の成立』、岩波書店、1976年所収)においても、福沢をはじめ明六社の会員に名をつらねている啓蒙的文化人たちの令名にかくれて現在一般の人々から忘れられている石川暎作、嵯峨正作、宮川鉄次郎らについてその学識と業績についてのべた。同論文、とりわけ第4節「西欧文化の導入を支えた人々」(同書386—393ページ)を参照。ちなみにスミスの『国富論』の本邦初訳者たる石川暎作が婦人東叢会の会員でもあったという事実は、吉田一士の大日本風俗改良会での活動と思い合わせて興味深いものがある。

たところ、吉田が関係した大日本風俗改良会での吉田の活動状況について懇切な御教示をいただいた。また関西大学の年史資料編集室の且室長や大場主幹の御助力によって、吉田の著書の一つである『商業学通信講義』や『大日本風俗改良会誌』の一部を読むことができた。以下はこうした方々の御厚意によって知ることができた若干の事実の報告であって、吉田の大阪時代の活躍の一端をわずかに照明しえたとどまるものである。吉田の経歴はまだまだ多くの謎につつまれており、その解明のためには今後なお多角的な資料的探索がたゆみなくこころみられなくてはなるまい。

II

吉田一士は関西法律学校の校主として何をしたか。

創立当初の学校の人的構成は、(1)講師として堀田正忠、小倉久、井上操、手塚太郎、鶴見守義、志方鍛の6名、(2)名与校員として児島惟謙、大島貞敏、土居通夫の3名、(3)事務員として、(イ)校長小倉久、(ロ)学監鶴見守義、(ハ)校主吉田一士、(ニ)幹事野村祐亮の4名からなっていた。事務員の4名のうち、講師を兼務する小倉校長と鶴見学監とは教育面の事務を、吉田校主と野村幹事は経営面の事務をそれぞれ分担したと思われる。ところが小倉と鶴見とは間もなく事務員としての役職を退くことになった。大阪日報の明治19年11月26日号にのった関西法律学校の記事にいわく、「同校事務員中校長小倉久、学監鶴見守義の2氏は職務上の都合ありてこの程その役員たることを辞せられしも講義だけはやはり担当せらるる筈なりとぞ」。また同11月27日の朝日新聞と28日の大阪日報には校主吉田一士の名でつぎのような「関西法律学校広告」がのった。「本校ニ於テ小倉久君校長鶴見守義君学監タリシ處今般両君ヨリ之ヲ謝絶セラレタルニ由リ自今校長学監ヲ置カズ」。こうして吉田は事実上教務と経営の両面の事務にあたることになったと思われるが、彼は明治20年4月には神戸にきた森文部大臣に会い、東京の明治法律学校などの例にならって文部大臣の監督に属したい旨をのべ、その可能性を打診したり¹⁾、同4月には狭くなった校舎

を東区淡路町から北区河内町興正寺内に移転したり、同4月には藤林忠良、水上長次郎、渋川忠二郎の3名を講師に招いたり、7月には寄宿舎を設けて地方の子弟の便宜をはかったり、10月には講義録発行の準備にかかって²⁾12月にその第1号を岡島宝文館から刊行したりして、学校の充実と発展につとめた。ところが翌21年に入ると後述するように学校に紛争が起こり、おそらくそれによるのであろう、学校の人的構成に若干の変更があった。すなわち吉田が校主たることはかわらぬが、児島惟謙と犬塚盛巍の2人が彼を監督し、有田徳一が監査の任にあたる。そして小倉久が教頭になり、講師陣に井上、堀田、鶴見、手塚および野村銚吉の他に、水上長次郎と藤林忠良とが増強された³⁾。

ところでこの頃、すなわち明治21年の初頭に書かれたと推定される児島惟謙の手紙が1通残っている。その全文は『関西大学70年史』(40-41ページ)にかかげられているが、それは講師が校主や幹事の職務に属する会計事務に関与しているのを戒め、「校主、幹事、講師ノ責任ヲ分明ナラシメ、銘々ソノ本分ヲ固執ス」べきことを説いたものである。『70年史』は、児島のこの訓戒には吉田校主に対する排斥運動がからんでいるのではないかと推察している。1933年7月に開かれた創立50周年式典準備委員会による「半世紀前を物語る座談会」で、吉田校主のもとで学生兼筆記係として働いたことのある推薦校友の津原武が「吉田氏が学校から俸給を食るのは好くないなどといって学生の間で吉田氏排斥の運動が起こったこともある。そんなことから私共は一時学校から月給を貰うことを遠慮したようなこともあった」と語っている⁴⁾。当時吉田の月給は30円であったが、講師はすべて無給であった⁵⁾。「このことに対する講師の不満が生徒たちの上に反映して、〔吉田の〕排斥運動となったのではないか、極

1) 明治20年4月16日の大阪日報の記事。『関西大学年史紀要』I, 1975年。68ページ。

2) 明治20年10月25日の大阪日報の記事。前掲『紀要』106ページ。

3) 明治21年1月29日の朝日新聞の記事。『紀要』122ページ。

4) 『千里山学報』第112号, 1933年9月15日, 40ページ。

5) 『関西大学50年史』(1936年), 13ページ参照。

端にいえば、講師が学生を煽動したのではないか。そしてそらが児島〔控訴院〕院長の忌諱にふれたのではないか。……また、講師達に経営上の苦勞を負担させまいとする〔児島の〕親心もあったかもしれない⁶⁾というのが『70年史』の推察である。

明治21年秋、関西法律学校に大きな問題がおきた。同年5月に発令された文部省の「特別認可学校規則」による特別認可の特典をえるための申請である。もしこれが得られるなら、第1回卒業生は判検事登用試験に応募する資格が得られるのだから、この特典がえられるかどうかは、関西法律学校にとって大へん重要な意義があったからである。申請のために学校はまずもって制度をととのえ財政的基盤をかためておく必要があった。吉田一士が従来欠員のままであった校長となり、児島惟謙はじめ4名の司法官僚が商議員となり、大阪の富豪藤田伝三郎が吉田校長あてに2,500円の校資を保証するという証文を書いた。学科課程や試験規則なども整備された。こうした準備をしたうえでの申請であったが、特別認可は得られなかった。そのために在學生の中には学校に見切りをつけ、上京して東京の特別認可校にうつるものが続出した。関西法律学校の経験した最初のきびしい試練であった。

吉田はその頃健康を害し、明治21年の11月には保養のため郷里に引きこもったことは後にのべるごとくである。彼が郷里の福岡からふたたび大阪に帰ったかどうか、帰ったとすれば何時帰ったか、そういうことは不明である。関西法律学校は明治22年4月にボアソナードの来訪をうけるのだが、この時に校長の吉田がいたかどうか、当時の記録からはつかめない。そして1912年11月に出た「関西大学拡張記念」のパンフレットには「明治22年校主吉田一士病氣退隱ニ付講師水上長次郎ヲ擧げ校長事務監督トス」（2ページ）とある。『50年史』にも（34ページ、年表1ページ）『70年史』にも同様の記述があり、とくに後者には吉田の辞任についてつぎのように述べられている。

6) 『70年史』、42ページ。

「明けて明治22年春には講師として、大阪始審裁判所判事試補遠藤忠次、同柿崎欽吾、及び判事矢野茂を招聘し、教務の充実をはかった。このような好調な発展の一方、思いがけない不祥事も起こった。すなわちこの年の5月創立以来校主として本校経営の中枢となって活躍してきて吉田一士が、神経痛の痼疾が昂じ、帰郷して療養しなければならなくなったことである。吉田が校主として創立以来一意専心本校の基礎を固めることに努力した功績は、大きく評価されるべきである。とりわけ『筆授生』制度は、彼の最も苦勞し育てたところのものであった」⁷⁾。

こうして吉田は関西法律学校から去った。彼が最初は校主として、後に校長として⁸⁾学校に関係した約2年半の間に行なった数々の業績のうち、講義録の発行は最も注目すべきものであることは、『70年史』も「わが国の通信教育の先鞭をつけたものとして特筆に値する」として、吉田と彼を助けた多田豊吉書記の「斬新な企画に敬意を表」している⁹⁾。節をあらためてその講義録のことをのべることにしよう。

III

関西法律学校の講義録にはつぎの3種がある。(1)明治20年11月に創刊され、翌21年11月まで継続刊行された『関西法律学校講義録』(以下これを『旧講義録』

7) 同上、38ページ。

8) ただし関西大学の公式の年表などの記録では、吉田一士が校長に就任したとはなっていない。『年史紀要』第1号239ページの「関西法律学校創立者一覧」では、校長は初代が小倉久、2代目が水上長二郎、3代目が有田徳一となっている。これは吉田が校長となったのは、あくまでも文部省への申請の書類上のことであって、その申請が認可されなかった以上、吉田の校長就任はなかったこととなるという解釈なのであろう。

9) 『70年史』、39ページ。『関西大学を築いた人々』の吉田一士の項でも同様の評価を下している。なおここでは、吉田の辞任について「表面上は病気の理由であるが、その背後に前年来の財政問題のこじれがあったのではないかと推測される」とある(63ページ)。あるいはこれに加えて特別認可申請失敗の責任問題もからんでいたかもしれない。

とよぶ）、(2) 明治21年10月1日創刊され、翌22年9月まで継続刊行された『関西法律学校筆授生講義録』（以下これを『筆授生』とよぶ）、(3) 明治22年10月10日に創刊され、少なくとも翌々23年4月まで継続刊行された『関西法律学校講義録』（以下これを『新講義録』とよぶ）。こうした講義録の実物は現在大学には1冊も残っていない。国立国会図書館の所蔵する『筆授生』の31冊分のコピーが年史資料編集室にあるだけである。そこで新聞や雑誌にのった講義録の広告その他断片的な資料によりながら、この3種のそれぞれについて現在確認できることをしるしておこう。

(1) 『旧講義録』。これは毎号150ページ、月2回刊行の予定でスタートした。第1号¹⁾には堀田正忠の仏国貨貸法講義（津原武筆記）をはじめ、小倉久の仏国民法売買篇、鶴見守義の仏国民法契約篇、井上操の訴訟法、手塚太郎の仏国民法委任法の各第1回分の講義が収録されているが、冒頭の2ページにつきのような「発刊ノ主旨」がのっている。あるいは吉田の筆になったものかもしれないので、全文をかかしておく（適宜濁点と句読点をつけたうえで）ことにしよう。

方今我邦ノ學科中ニ就テ、其尤モ急務トスル所ノモノハ何ゾヤ。曰ク法律學ナリ。又我邦ノ學科中ニ就テ、其尤モ需用アル所ノモノハ何ゾヤ。曰ク法律學ナリ。現時我邦官私ノ學校法律ヲ教ユルモノ甚鮮ナカラズト雖ドモ、皆學生ノ充滿セザルモノナシ。法律學ノ要モ亦大ナリト云フベキナリ。我關西法律學校夙ニ茲ニ感アリ。能ク其急務ヲ辨ジ其需用ニ應ゼンガ爲メ、地ヲ我大阪ニトシ、客年12月ヲ以テ業ヲ始メ、爾來猶一周歲ニ滿タザルモ、入學ノ士日ニ月ニ多キヲ加ヘ、今ヤ殆ンド五百ニ垂ントス。而シテ當時本校ノ意、口傳耳受獨リ其効

1) 関西法律学校第2期生蔵内静三郎の所持していた『旧講義録』第1号のはじめの部分が遺族の蔵内数太氏によって保存されていた。私が読むことをえた唯一の『旧講義録』はそのコピーである。なおこの他に『旧講義録』第14号（明治21年11月9日）の表紙が蔵内氏の手もとに残っており、その写真が『70年史』の34ページに掲載されている。

ヲ入學ノ士ニ停メズ、大ニ講學ノ範圍ヲ擴張シテ、普ク之ヲ關西地方ノ斯ノ學ニ篤志ニシテ來學スルヲ能ハザル者ニ及ボサントスルニ在リキ。只草創ノ際事心ノ如クナルヲ能ハズ。暫ク之ヲ他日ニ期シタリ。今ヤ校務漸ク緒ニ就キ、正ニ前志ヲ爲スノ時期ニ達セリ。加フルニ地方ノ人士或ハ書ヲ寄セテ、講義錄發兌ノ舉ヲ促ス者アリ。亦學生中ニ於ケルモ、後進ノ者ハ各科ノ前篇ヲ聽クヲ能ハザルヲ憾ミ、先進ノ者ト雖ドモ、猶各自筆録スル所ハ同聽異解ノ憂ナキ能ハザルヨリ、一定ノ筆録ヲ得ント望ム者アリ。於是乎本校ハ愈意ヲ決シ、正ニ前志ヲ繼ギ、兼テ大方ノ需用ニ應ゼザルヲ得ザルヲトハ爲レリ。即チ茲ニ本月ヲ始メトシ、毎月二次講義錄ヲ發刊セントス。蓋講義錄ナルモノハ、言文一致セザルノ今日ニ於テ、幽妙深遠ナル法學ノ講義ヲ寫シ出シテ、之ヲ文字ニ寓セント欲スルモノナレバ、素ヨリ口傳耳受ノ勝レルニ如カザルベシト雖ドモ、抑亦師ナク學バザルニ勝ラザルヲ得ズ。故ニ其記スル所ノ如キハ、徒ラニ潤飾ヲ事トセズ。勉メテ其實ヲ寫スヲ期シ、一字一句モ苟モセズ。猶擔任各講師ノ校閲ヲ經、讀者ヲシテ口傳耳受ノ感アラシメンヲヲ庶幾ス。

明治二十年十一月

關西法律學校

この『旧講義録』の刊行がどのように進行したかは、つぎののべる『筆授生』の第1号(明治21年10月1日出版)の巻末の広告によるとつぎのことくである。内容は關西法律学校の明治20年度(21年7月まで)の講義のうち、前記の5篇の他、井上操「刑法講義」、手塚太郎「仏国民法和解契約法」、「同会社契約」、「同賃借法」、「同偶生契約法」、水上長次郎「同証拠法講義」、藤林忠良「同時効法講義」、渋川忠次郎「同賃借法講義」をおさめる。明治20年11月に第1号が出て以来、月に1回のことも2回のこともあるが、最終の第15号が明治21年11月に出て完結することになっている²⁾。

2) 『旧講義録』の第13号が明治21年10月30日に刊行されたことは同日付けの朝日新聞に「本日発兌」という広告がのっている(『紀要』156ページ)が、第14号および第15号についてはその刊行が確認できていない。

(2)『筆授生』。明治21年10月1日に第1号が出たこの講義録は、『旧講義録』とちがって、その購読者は関西法律学校の校外生として、校内生と同様に学期試験をうけることができ、それに合格すれば卒業証書がえられるのみならず、「学期ハ僅カニ1年ニシテ校内生ガ3年、歳月ヲ費シテ習得スル處ヲ完了スルモノ」³⁾である。月4回発行の予定は必ずしも厳密には実現しなかったが、明治22年9月22日に第36号を出して一応完結した模様である⁴⁾。講義の内容も旧講義録とくらべると、野村鈔吉の「理財学」や矢野茂の「擬律擬制」などが新たに加わって一層豊富になった。発行所はやはり岡島宝文館で、発行者は吉田一士、編輯者は村松岩吉、印刷者は岡島幸次郎である。

ところで吉田一士の退隠はこの『筆授生』の刊行中に起こった。明治22年9月6日に出版されたその第35号には「筆授生諸君ニ謝ス」という文章がのっており、その中の1節に「過般来本校ハ夏期休業トナリ且ヘ事務員ノ交迭其他諸種ノ事情モ有之草稿モ不揃勝ナリシガ為メ大ニ発兌ヲ遅延仕り候」とある。「事務員ノ交迭」とは吉田の辞任ことをさしているのかもしれない。

(3)『新講義録』。これについては今のところ実物が1冊もみられないので、3種のうち最もその正体がかみにくい。明治22年10月2日づけの朝日新聞にのった「関西法律学校教科并講義録改正広告」によれば、「従前ノ講義録ヲ関西法律学校講義録ト改題シ〔日本民法商法訴訟法新〕草按ハ勿論本校教授科目ハ悉ク之ヲ登載シ、本月ヨリ毎月四回発行ス。用紙ヲ麗ニシ紙幅ヲ広メ字数ヲ増加。……従前本校筆授生タリシ者ニシテ月謝金、予納アル方ヘハ新講義録ヲ配付スベシ」⁵⁾とある。この新講義録の広告はしかしその後朝日新聞にはのらず、朝日の新刊書冊という記事に刊行の都度紹介されてゆく。そしてそれがたどっ

3) 明治21年9月13日づけの朝日新聞の広告文の一節。『紀要』152ページ参照。

4) 明治22年10月2日づけの朝日新聞にのった『新講義録』の広告の中に「前講義録中未ダ完結セザリシ科目ニシテ全備セシメント欲スル諸氏ヘハ一時ニ出版シテ願ツノ豫考ナリ。詳細ハ不日広告スベシ」とある（『紀要』222ページ）が、その後どうなったか不明である。

5) 『紀要』222ページ。

てゆけるのは明治23年4月24日づけのつぎの記事までである。「新刊書冊にして其後吾社に寄贈ありしは左の如し。関西法律学校講義録第22号、大阪市北区信保町1丁目吉田一士」。1年前に関西法律学校を辞任したはずの吉田の名がこの講義録の発行者としてここまで残っていることが注目される。その後新講義録がどうなったかは、明治23年6月に関西法律講義録号外として宝文館から出た『関西法律学校講義録売捌改正規則』というパンフレットによれば、講義録は今後も第22号に「引継キ頒布セラルルコトナ」り、校外生に対してのみならず、広く一般の人々にも頒つため、発行所は宝文館に変更された⁶⁾。だが実際何号まで発行されたかはわからない。

このように関西法律学校の講義録については資料的な壁があって、まだ不明の点が多く残されている。だがすでにわかったことだけからも、従来筆授生講義録が明治22年5月に廃刊になったとされてきたこと⁷⁾は訂正されなければならない。講義録に旧、筆授生、新の3種があることや、その相互関係についてこれまで不十分にしか知られていなかった点が、年史資料編集室の努力で徐々にあきらかになりつつあるが、この点の追究が一層すすむにつれて、吉田一士の業績もまたあきらかにされてくるであろうことが期待されるのである。

IV

『商業学通信講義』という吉田一士の著作の第1巻は、明治21年4月3日に大阪の光玉堂から出版された。序文3ページ、目次と本文とあわせて117ページ、定価23銭である。はじめに「編者誌」と末尾にしるした序文があり、その中で「有名ナル諸士ト凶リ、目下商人社会ニ必要ナル経済学、売買法、商法律及損害賠償法等ノ講義ヲ乞ヒ、之ヲ筆録シテ一片ノ小冊子ト為シ、通信講義ト

6) このパンフレットは国立国会図書館に所蔵されている。なおこうした新講義録の明治22年10月以降の刊行状況の第2次資料による追跡は、年史資料編集室の大場義之氏の御教示によるものである。

7) 『70年史』39ページ、同巻末年表76ページを参照。

題シ、独習者諸君ノ便ニ供シ……」とのべるとともに、「本紙ハ左ニ掲グル目次ノ如ク、2年ヲ以テ全科ヲ卒業スルノ見込ニシテ」といっている。つぎにその目次を見ると、全体が(1)経済学ノ部、(2)売買ノ部、(3)商法律ノ部、(4)損害要償ノ部の四つにわかれ、それぞれについて第1年科と第2年科との目次がかかげられている。経済学の部の目次はつぎの如くである。第1年科、①経済学ノ略史、②経済学ノ主要、③価値、④交易、⑤生産、⑥工労、⑦資本、⑧土地、⑨生産費用、⑩貨幣論。第2年科、⑪合衆国流用貨幣、⑫信約、⑬外国交易、⑭メルカントイルシステム、⑮米利堅関税、⑯征税、⑰理財学。

本書の第1巻には、各部の目次の最初の部分が、すなわち、経済学の部では「経済学ノ略史」が、売買の部では仏国法典第1582条—第1588条による「売買ノ本義及法式」が、商法の部は「会社ノ事」の第1章「会社ノ種類及其規則」（仏国商法第18—28条の解説をふくむ）が、そして損害要償ノ部は英国法に基づく第1「損害要償ノ何物タルヲ論ズ」が講義されている。2ヶ年で目次の全部を掲載しおえるには、毎月1冊はこれぐらいの分量の講義録を出してゆかなければなるまい、つまり全部で24巻ぐらいになるだろうが、そういう今後の刊行予定は書かれていない。またはしがきには「有名ナル諸士ト図リ……等ノ講義ヲ乞ヒ」とあるから、各課目は別人が担当するののかという感じをあたえるが、第1巻に関する限り、全巻を吉田が講義したことになっている¹⁾。

「経済学ノ略史」は、まずはじめに、「経済学トハ、宇宙間ノ森羅万象ヲシテ之ガ有無ヲ通ジ交易ヲ便利ニスルノ理ヲ研究スル處ノ学ニシテ、一ニ價ヲ論ズル学ト云フモ不可ナルベシ」（7ページ）とのべ、「夫レ人アレバ勤勞アリ、

1) 本文の最初のページの第1行に「商業学通信講義卷ノ1」とあり、第2行目に「関西法律学校校主吉田一士講義」とある。それをうけて第3行目に「経済学ノ部」とあるのだから、吉田の講義ということは、残りの法律関係の三つの部にもかかわるわけである。前稿（杉原『『経済叢話』と関西法律学校』、本誌第26巻第1号、1976年6月）でのべたように、『『経済叢話』に吉田は「仏国商法義解」を連載していたし、法学の著作もあるのだから、法律関係の講義を担当しても決して不思議ではないだろう。

衆庶アレバ、交易アリトハ經濟上ノ一大原則ニシテ、而シテ勤勞ト交易トハ今新ニ起リシモノニアラズ。太古ヨリ物理ヲ研究スル人アリテ心ヲ此等經濟ノ事ニ用ヒタレドモ、皆唯其一端ヲ論ズルモノニシテ、一科ノ学ト稱スルモノ稀ナリ」とする。そして旧約全書の中のアブラハムの記事から説きおこし、ギリシアの哲学者の著作やローマ法にあらわれた經濟思想をのべた後、長く世人の心をとらえた「ビュリホン」説、すなわち重金主義をとりあげる。

著者は重金主義が信奉されたのは、貨幣が「常ニ物価ノ標準」でありまたそれのみならず「亦自ラ其價ア」ること、および「万国一般ニ物ヲ交易スル際皆金銀ヲ用フル」からだと言く²⁾。そして重金主義政策はイスパニアに特にきびしく実施されたが「其後商業ノ終ニ衰廢スルニ及ブヲ見テ、人初メテ其國ハ勿論凡世界万国ヲ擧テ交易融通自然ノ禁ヲ抑制セントスルハ反テ愚ナリト云フ事ヲ覺レリ」とのべる。著者によれば、この重金主義に対して「メルカントイルシステム」はずっと進歩した学説ではあるけれども、これまた「理ニ脊キ事ヲ害スルノ弊」がある。いう、「元來此説ノ主意トスル所ハ、金ヲ輸出スルノ一事ハ意ニ介セザレドモ、勉メテ多ク物ヲ外国ニ輸出シ、其數自國へ輸入スルモノヨリ多ケレバ、其有ハ金銀ニテ自國へ入ルト為スニ本ヅキ、遂ニ之ヲ以テ眼目トナシ、交易ノ權衡³⁾ト云フ義ニシテ著名ナル一説ナリ。……斯ノ如ク万事皆彼ノ交易ノ權衡ト云フモノノ上ヨリ論ヲ立ルガ故ニ、實ニメルカントイル・システムト云フ説ハ、近來迄諸職業ニ自由ヲ得セシメザルノ原因トナリ、非理不法ノ規律ヲ以テ商工ヲ抑制シ、專賣ノ説、穀物ノ賣買法、植民地ノ説等遂ニ皆是ヨリ出ルモノナリ」。吉田は最後になるべく少なく買うという重商主義の政策に対し「是豈ニ智ト云フベキヤ。何トナレバ恰モ買ハズシテ賣リ、賣ラズシテ買フトハ道理ニ於テ固ヨリ為ス能ハズ」と批評し、「今日ニテハ商賣上

2) 重金主義についてこのように批評している一節もある。「アリストートルノ説ニ、所謂貨幣ハ唯物ニ換フルノ具ニシテ、其重密ナル所以ハ全ク交換ノ便ヲ具フルニ因ルト。

然ルニ後世学者の識見ハアリストートルニ及バズ」。『商業学通信講義』22ページ。

3) 力点は原文のもの。balance of trade の訳語。

ノ歩ヲ進メ各国自由交易ノ法ヲ取ルモノナリ。大凡經濟上ノ略史如斯」と講義をむすんでいる。

吉田が依拠した外国の経済学の原本が何であるかは不明であるが⁴⁾、自由主義の立場に立った経済学史としては要点をおさえた叙述といつてよいだろう。

「商業学講義」の中で経済学の基礎知識を講述するのなら、何もアリストテレスにまでさかのぼって説きはじめなくてもよいと思われるが、明治初期の経済学の著書や講義には、このように経済学の歴史を最初にのべるものが多かった。これは依拠する原書の体裁をそのまま忠実にまもったことによるのであろうが、一つには経済学という学問に対する当時のわが国の知識人のうぶな敬意がそうさせたとも考えられよう。吉田の場合もまた、経済学という学問は近代西欧の社会科学の重要な一部門であり、それ自身長い学問的伝統のうえに成り立ったものであるということ、地方で独学する青年たちに第1につたえたいと思ったのではないであろうか。

V

大日本風俗改良会は大阪の土肥助一郎（正孝）が主唱して明治20年7月に設立したもので、「我国同胞有志ト共ニ従来ノ旧慣ヲ改革シ幣風ヲ矯正シ、広ク万国ノ良風ヲ採リ治ク社会ノ美俗ヲ作興シ、以テ益々文明ノ極位ニ達セン事ヲ目的トス」（会則第1条）るが、その目的を達するために月刊雑誌を出すとともに、毎月1回演説会を開くというのがその事業である。その第1回の演説会（明治21年2月11日）で土肥が本会設立の主旨を説いた記録が会誌の第1号（明治21年3月28日発行）にのっているが、それによると、彼は風俗を非常に広義に解し、「内部外部の別なく風を天地間に生ずる所のもの尽く之を風俗なり」とする。そして内部的風俗の例としてわが国の商人には「見取り剥ぎ取り」とよ

4) 経済学の第2年科目の講義の目次に「合衆国流用貨幣」と「米利堅関税」という項目があることから察するに、この講義全体がアメリカの経済学者の著書に依拠しているのかもしれない。

ばれるような信義に欠ける悪習があったことをあげ、外部的風俗の例として節分に「彼の五穀の一なる貴重の豆を無暗に門口に播き散らして疫病を除ける」旧慣をあげ、いずれも改良されるべき弊風としている。こうした点からうかがえるように、土肥のねらいはわが国の風俗を近代市民社会のそれに近づけようとすところにあるが、そのための方法もまた近代市民社会的であるといつてよいだろう。というのは、彼はその演説の中で「人民は国の本」といわれるように、われわれ一人一人が自覚することが大切であるとし、同時に「一致結合」して自主的に風俗の改良をはからなければならないといい、出版と言論の活動を主とするこの会に「我国全体の人民」がすべて進んで入ることを訴えているからである¹⁾。

土肥助一郎がどういう人物であるか、また吉田一士が彼とどういう関係で知り合ったかは不明であるが、大日本風俗改良会の費用を1人でまかなう財力をもっている土肥はおそらく当時の大阪の有力な実業家の1人であり、吉田は明治19年にはじめた商業懇談会あたりを通じて彼と知りあったのではなかろうか。この会の会誌の第1号に吉田が創刊した『經濟叢話』を紹介し、「經濟上実に必須の良法と信ず。……すでに第10号まで発行せるが……目下の発行高はわが大阪諸雑誌中の冠たる由なるが斯く經濟上に熱心家の多きは我国のために賀すべき至りなり」とのべているのも、土肥と吉田の関係が浅からぬことをうかがわせる²⁾。ともあれ吉田は土肥の主旨に共鳴してこの会の熱心なメンバー

-
- 1) 会誌第2号の「雑録」には高島炭坑事件がとりあげられ、土肥助一郎が岩崎弥之助に出した忠告の手紙と、炭坑夫の惨状を報道した『東雲新聞』の一部が掲載され、「会員諸君これを一読せば、定めて測隠の情全身に溢れ、同胞の好しみ否な大日本風俗改良会員の義務としてこれを黙止するに忍びざるなるべし。後日若し斯の如きもの社会に現出せしときは、何人の嫌いなく速かに本会に通報あらんことを望む」とかかれていいる。土肥の立場の、また本会の性格の一端がここにあらわれていると思われる。
 - 2) 『大日本風俗改良会会誌』は第2号や第5号にも『經濟叢話』の刊行状況を報道しており、他方『經濟叢話』もたびたび大日本風俗改良会の活動を紹介している。すなわち同誌第14号(明治21年5月31日)の「雑録」欄は『大日本風俗改良会会誌』につい

となり、演説会でも当初から目ざましい活躍をしている。すなわち、会誌第1号の「雑録」欄の報ずるところによれば、「本会演説并討論会は第1回を2月11日（大祭日）午後6時より大阪商法会議所において開会」した。演説はさきに紹介した土肥助一郎（「本会設立ノ主旨」）など7名が立ち、その中に吉田一士の改良論もあった。またつづいて行われた討論の「論題は吉田一士君の発題に係る第1（遊廓ヲシテ市街ニ散在セシムルノ可否）第2（内部ノ改良ト外部ノ改良ト孰レカ先キニスル乎）の2題」であって、40人の弁士が発言した。吉田一士は3番であったが、討論の後「可否を起立に問いしに、孰れも3番説に多数を占められ、第1は市外一処に移集するの説、第2は内部の改良を先きにするの説に可決」した。

会誌第3号の「雑報」欄も演説並びに討論会についてつぎのように報じている。「本月〔6月〕15日午後7時より大阪商法会議所において開会したる演題及び弁士は（改良ノ効ハ先鞭ニ在リ）吉田一士氏……また討論題は吉田一士氏の発題に係る（風俗ノ改良ハ男女孰レヲ先キニスル乎）にして甲論乙駁充分真理を発見せるに際し、決を起立に問いしに……男よりするの説に賛成者20名すなわち多数なるを以て男より先きにするの説（吉田一士君説）に可決したり」と。また同誌第5号の「雑報」欄に、演説並びに討論会の例会を「本月9日（日曜日）午後7時より開会せり。演題は（婦人論）吉田会長……」とあり、同第6号の「雑報」欄にも「本部の例会」について「本月17日（祭日）午後6時より大阪

ていう、「我国慈善家の大関と評する全義会々誌第2号は4月中発行なる筈なりし處、全義会主唱者土肥助一郎病氣の爲め延引なり居りしが、幸に全氏も全快せしを以て本月廿日に発行したり。亦第3號は前回に引換え其発行を急がるる由に近日大演説会をも開かるゝ筈なり」と。また第15号（同6月11日）の巻末の広告欄に「起ヨ同胞、同胞起ヨ」という「大日本風俗改良会幹事」の入会の呼びかけ文がのり、第18号（10月15日）の「演説筆記之部」に「大日本風俗改良会演説筆記」として吉田の「婦人論」と土肥正孝の「風俗と商業の関係」とをのせている。「婦人論」は『大日本風俗改良会会誌』第6号にのったものと、また「風俗と商業の関係」は同第2号にのったものと同じである。

商法会議所において例会を開きたり。其演題は「婦人論第2」吉田一士……」
とある。

このような吉田の演説はすべてその筆記が会誌に掲載されている。すなわち(1)「改良論」は「関西法律学校校長吉田一士君演説、河村恒二郎君筆記」として第1号に、(2)「改良の効は先鞭に在り」は「吉田一士氏演説、藤村悦郎氏筆記」として第4号に、そして(3)「婦人論」は第6号にある。(1)は風俗の改良にとって「内部の改良すなわち精神の療治が最も必要のことである」と主張したもの、(2)は改良の効用は人に先んじて改良をはたしたものに帰属し、おくればせに改良したものには及ばないとのべて、改良の率先敢行をすすめたもの、(3)は女性の社会的地位が太古から現在まで漸次高まってきたことを、婚姻制度の変遷を中心にのべたもので³⁾、最後に離婚制度をとりあげ、「日本の如く家風に応ぜずとの一語にては決して許すべきものではなからうと信じます」とのべている。いずれもとくに注目される内容をふくんではいないけれども、さきののべた土肥の立場と同様に、風俗改良に関する吉田の立場も近代合理主義の方向に文明開化を一層おしすすめようというものである。

土肥の健康がすぐれぬことは会誌の第1号にも書かれていたが、おそらくそのためであろう、土肥はやがて吉田に会長の職をゆずり、みずからは副会長兼幹事として彼をたすけることになる。会誌第4号には吉田のつぎのような会長就任のことがのせられていて、彼の強い熱意を文章の行間からくみとることができるであろう。

謹而余ハ八千有餘ノ會員諸士ニ一言セン。今般余ニ向テ本會ノ總務ヲ依囑セラ

3) 会誌第1—7号に「女権拡張論」と題する改良居士の寄書が7回にわたって連載されるほか、第2号の巻頭の論説(無署名)は「婚姻論」であり、地方の会員からの寄書にも婦人問題を取りあげられたものはいくつか見られるなど、婦人問題がこの会の主要な問題の一つであったことがうかがわれる。「女権拡張論」や「婚姻論」の筆者が吉田一士である可能性もなくはないであろう。

ル。余輩自ラ揣ラズ漫然其任ニ當ランヲ欲ス。蓋シ固ヨリ潜越ノ罪ナキニアラズト雖モ、而モ余輩ガ之ヲ辭セズシテ此重任ヲ負擔スル所以ノモノハ、土肥氏ノ熱心實ニ感涙慷慨ニ堪ヘズ、加之ナラズ本會ノ主旨ヲ大ニ贊賞スルモノナレバ、假令ヒ予ガ淺學短才ト雖モ、八千有餘ノ諸士ト謀リ、長短ヲ取捨シ、社會ノ風俗改良ヲ謀ルノ今時ナレバ、聊カ屈撓スルヲナク會長ノ名義ヲ汚シ、幸ニシテ予ノ足ラザル所ヲ保護セラレヨ。予モ亦土肥氏ニ倣ヒ、熱心ニ本會ノ改良ヲ謀リ、會員ノ幸福ヲ増進センメント欲スルモノナリ⁴⁾。

吉田はこの中で「8千有餘の会員」とのべているが、会誌第25号（明治23年7月）の「本会録事」にのせられた「明治20年7月—22年12月」の「本部会計決算」の記事によると、本会の会員は全国の45府県の外北海道や朝鮮にも及んでおり、会誌の第1号と第2号とは1万部、第3—7号は7千部内外を製本したとあるから、この8千という数字はあながち過大ではないと思われる。

ところがその吉田もまた健康がすぐれず、ために間もなく会長を辞さざるをえなくなる。会誌第7号には明治21年11月20日づけの会長を退く辞表がのっており、「全氏ハ就職以來病氣ニテ会務ニ堪フル能ハズ、終ニ會長ヲ辭シ、保養ノ為メ昨11月20日出阪郷里福岡ニ販リタルガ、未ダ全快ノ徵ナキ由」と報じられている。大日本風俗改良会はその後も土肥正孝に主宰されて明治23年9月まで存続し、会誌もそれまでは刊行されているが、吉田の名前は第8号以降には全くあらわれない。こうして本会と吉田のかかわりは、明治20年7月の創立以来21年11月までの約1年5ヶ月で終わったと思われる。

む す び

いま残されているわずかの資料で吉田一士の業績を調べて見て感じるのは、明治20年前後のわずか数年の間に彼がおどろくべき精力で多方面にわたる仕事

4) 『大日本風俗改良会会誌』、第4号、45ページ。

をしたということである。関西法律学校の経営の責任者として一通りのことをするだけでも決して楽ではないのに、講義録という事業を積極的にその経営の一環にとり入れ、それを通じて学校を全国的な規模の教育文化センターに発展させようとしたのみならず、その余暇に『經濟叢話』を創刊して明治18年から組織にいた大阪商業叢話会の活動をそれにむすびつけ、さらに土肥助一郎の大日本風俗改良会に参加してその中心メンバーとなり、やがて短期の間ながらその会長の重責をになうことになる。そのうえ2冊の著書その間に刊行している。それは吉田が夭折をみずから予知し、あたえられた数年の間に自分の生命力を完全に燃焼させてしまおうとしたものとさえ思えるほどである。

教育、出版、著述、風俗改良運動と、多くの方面に吉田を同時に駆り立てていったのは、一般の人々より一步先んじて身につけることができた近代的な知識と思想とを、できるだけ多くの人々にできるだけ早くつたえひろめることによって、文明開化の真の実現という事業に知識人として参加しようという熱意であったろう。私は吉田に、自由民権運動の挫折期から国会の開設期にかけて志を言論・出版・教育の分野でのばそうとした当時のインテリゲンチヤの一典型を見るのだが、それにつけてもわれわれに未だ隠されている吉田の経歴の部分、とくに彼が大阪で啓蒙的な活動を開始するまでの修学時代の事蹟が今後解明されることを、心から願わずにはおられない。